

○逗子市共育のまち推進懇話会運営要綱

平成27年12月1日

逗子市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市総合計画基本構想に示される5つの柱のひとつである、共に学び、共に育つ共育のまちの実現のため、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市共育のまち推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(メンバー)

第2条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 逗子市生涯学習推進懇話会の推薦を受けた者
- (3) 逗子市文化振興基本計画策定・推進会議の推薦を受けた者
- (4) スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会の推薦を受けた者
- (5) 逗子市学校教育総合プラン懇話会の推薦を受けた者
- (6) 逗子市社会教育委員会議の推薦を受けた者
- (7) その他市長が必要があると認めた者

2 懇話会への参集の求めは市長が行い、案件等に鑑みて一定の期間を定めて、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(座長及び副座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、メンバーの互選により定める。

2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第4条 市長は、懇話会の開催に当たり、生涯学習、文化教育等について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、参加者以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。